



山形県公報

令和7年10月29日(水)

号 外 (33)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第760号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和7年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類(通称名 *ortho*-*Methylfentanyl*、*o*-*Methylfentanyl*)
- (2) 2-{2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類(通称名 *5-Methyl etodesnitazene*、*Etomet hazene*)
- (3) 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類(通称名 *4-PRO-DMT*)

2 指定の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和7年10月30日

令和 7 年10月29日印刷
令和 7 年10月29日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県